

事業区分		(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業		(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
		① 利用者又は職員が新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。 ② 対象サービス：No.1からNo.29 ③ 濃厚接触者に対応した施設・事業所 ④ 対象サービス：No.11からNo.25 ⑤ 航空用機、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所 ⑥ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く) ・対象サービス：No.12からNo.15		① ①以外の事業所であって、自宅で生活している利用者に対し、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスの提供した事業所(※3) ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所(※4) ・対象サービス：No.1からNo.29	
対象サービス種別	No.	サービス名	1,978千円/事業所	631千円/事業所	1,978千円/事業所
通所系	1	療養介護	631千円/事業所	288千円/事業所	989千円/事業所
	2	生活介護	288千円/事業所	228千円/事業所	316千円/事業所
	3	自立訓練(機能訓練)	228千円/事業所	221千円/事業所	141千円/事業所
	4	自立訓練(生活訓練)	221千円/事業所	294千円/事業所	114千円/事業所
	5	就労移行支援	294千円/事業所	271千円/事業所	110千円/事業所
	6	就労継続支援A型	271千円/事業所	257千円/事業所	140千円/事業所
	7	就労継続支援B型	257千円/事業所	146千円/事業所	147千円/事業所
	8	児童発達支援	146千円/事業所	1,013千円/施設	138千円/事業所
	9	医療型児童発達支援	1,013千円/施設	335千円/事業所	86千円/事業所
	10	放課後等デイサービス	335千円/事業所	259千円/事業所	128千円/事業所
短期入所	11	短期入所	259千円/事業所	150千円/事業所	73千円/事業所
	12	施設入所支援	150千円/事業所	529千円/施設	506千円/施設
	13	共同生活援助(介護サービス包括型)	529千円/施設	107千円/事業所	167千円/事業所
	14	共同生活援助(日中サービス支援型)	107千円/事業所	60千円/事業所	129千円/事業所
	15	共同生活援助(夜間サービス支援型)	60千円/事業所	106千円/事業所	75千円/事業所
	16	福祉型障害児入所施設	106千円/事業所	585千円/施設	493千円/施設
	17	医療型障害児入所施設	585千円/施設	175千円/事業所	264千円/施設
	18	在宅介護	175千円/事業所	60千円/事業所	41千円/事業所
訪問系	19	重度訪問介護	60千円/事業所	35千円/事業所	23千円/事業所
	20	同行援護	35千円/事業所	19千円/事業所	41千円/事業所
	21	行動援護	19千円/事業所	30千円/事業所	17千円/事業所
	22	就労定着支援	30千円/事業所	50千円/事業所	9千円/事業所
	23	自立生活援助	50千円/事業所	36千円/事業所	11千円/事業所
	24	居宅訪問型児童発達支援	36千円/事業所	37千円/事業所	13千円/事業所
	25	保育所等訪問支援	37千円/事業所		25千円/事業所
	26	計画相談支援			18千円/事業所
相談系	27	地域移行支援			19千円/事業所
	28	地域定着支援			18千円/事業所
	29	障害児相談支援			18千円/事業所
対象経費				○ 居室を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、朝用賃金、手当、職 業紹介料、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用 ・代替サービスの確保費用(使用料) ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康増進や相談援助等を行うため緊急かつ一時 的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用 (通信費用は除く) ※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。	
助成額の算定				○ (1) ①から③に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急雇用に係る費用、朝用賃金、手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、病室困難職 員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のと おり、障害者支援施設等に限る) ・施設・事業所の消毒、清掃費用 ・感染症発生時の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 (以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る) ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、朝用賃金、手当、職業紹介料、旅費、損害賠 償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用(使用料) ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康増進や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転 車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ○ (1) ④に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)	

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のもを含む。
 ※2 多機能型事業所を含む。複数サービスを実施している事業所は、該当するそれ以外のサービスについては基準額まで助成することができ、
 ※3 「居宅で生活している利用者に対し、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「
 部障害福祉課事務連絡」に基づき、職員が利用者の居宅又は代替場所においてサービスを提供している居宅等においてサービスを提供した
 ※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかつた日(利用者の居宅への訪問によるサービスの提供を受けることができない場合を除く)を指す。
 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害福祉部)